

COPY

医療機器修理区分追加許可書

氏名 山下医科器械株式会社
事業所の名称 山下医科器械株式会社 北九州支社
事業所の所在地 福岡県北九州市小倉南区下南方1-4-1

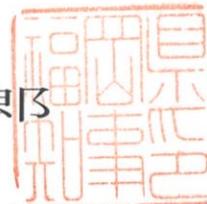
令和8年1月8日付けで申請のあった修理区分の追加を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第40条の2第7項の規定により、申請のとおり許可する。

令和8年1月30日

福岡県知事

服部

誠太郎



特定保守管理医療機器に係る修理区分

: 画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
検体検査用機器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分:

画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連
光学機器関連
理学療法用機器関連
検体検査用機器関連
鋼製器具・家庭用医療機器関連